

「反論なし」としてきた関電が態度を一変

「反論する。約2ヶ月かかる」

## 原告は早期判決を強く求め、3月20日結審が決まる！

2月6日14時より、関西電力を相手とする大飯3・4号運転差し止め仮処分裁判・高裁第5回審尋が、大阪高裁74号法廷で開かれました。

裁判長が1月に定年退官し、今回の審尋より裁判長が交代となりました。再稼働が差し迫る状況にある以上、原告は、あくまでも今回の審尋で結審することを求め、2週間前の1月24日に主張書面を提出しました。主張書面では、原子力規制委員会が安全を確保する役割を果たしておらず、再稼働に向け急ピッチで審査を終わらせようとしていることから、司法が早期に差し止めの判断を下す必要があることを主張しました。

審尋では冒頭、裁判長が原告の主張書面を確認し、関電に何かあるか尋ねると、関電は「反論できるところは検討したい」と答えました。裁判長が「そうですか。準備はどのくらいかかりますか」と聞くと、関電は「2ヶ月ほど必要」と言い出しました。傍聴席からは大きなブーイングが起こりました。裁判長が「そんなにかかりますか」と聞くと、関電は「3月末くらいにしてほしい」と。

冠木克彦弁護士が、「原告は12月にも書面を出しています。関電はこれに『反論しない』と言いましたが、今回の書面は、前に主張したことが多少前提になっているし、重複している部分もあるので、反論にはそんなに時間はかからないはず」と引き延ばそうとする関電を批判しました。裁判長は、関電に「前回、原告の主張に対してこれ以上反論、主張立証は無いということに至りましたよね。前は保全(差し止め)の必要性が釈明事項として残されましたが、これについても原告は今回の主張書面で主張しました。前回から今回の原告の主張に対して、何か反論で不足していることが出てきたのですか」と尋ねました。関電は「それを今検討しています」と答え、何について反論しようとしているかも明らかにしませんでした。

これに対し、裁判長は「合議します」と述べ、3名の裁判官はいったん退席しました。数分後、裁判官が戻ると、すかさず、武村二三夫弁護士が「つい最近も関電の社長が3月末の再稼働を諦めていないと表明しています。再稼働よりも後に次回審尋を入れたら裁判の意味が無くなります。是非とも短期間に判決を出す方向でお願いします」と、早期結審を強く求めました。

裁判長は、「3月末というのはちょっとあれなので、3月20日までに関電が書面を出し、それに反論があれば4月10日までに出示してもらって結審と考えましたが、それよりもっと前ですか？」と原告に尋ねました。結局、裁判長は、「関電が前回審尋で反論は無いと言っていたことからすれば、3月10日を関電の書面提出期限、3月20日結審とします」と期日を早めました。

これまで「反論なし」としてきた関電が、ここへ来て、急に引き延ばしを図ろうとしてきました。地震動過小評価(武村式)問題、重大事故対策の欠陥等に関する原告の具体的主張に対

して、何も反論しないのはまずいと思ったのでしょうか。関電による引き延ばしによって、今回で結審にはなりませんでしたが、いよいよ3月20日に結審となりました。各地で再稼働反対の声を上げていくとともに、規制委員会が審査を終了する前に、司法として早期に差し止め判決を出すことを求めていきましょう。

交流会～避難計画の問題点を各地で広めていくために具体的行動を熱心に議論

審尋終了後には交流会を行い、京都、兵庫、大阪、奈良の原告・支援者約35名が参加しました。冠木弁護士、武村弁護士、大橋弁護士、谷弁護士から今回の審尋の解説、小山原告団共同代表から地震動過小評価問題の説明があり、それぞれ活発に質疑を行いました。

事務局から、原発事故時の避難計画について、1月31日に行われた関西広域連合申し入れの内容を中心に問題点を報告しました。広域連合等は3月末までに原発事故時の避難計画を策定しようとしています。しかし、避難ルート・手段も決まっていない、スクリーニングの場所・方法も決まっていない、複合災害への対策もない、災害時要援護者の避難計画は手をつける見通しもない等々、全く実効性の無い、形だけの避難計画しかできない状況にあります。しかし、このようなものでも、計画を策定したという事実をもって、国は再稼働に突き進みかねません。避難計画の内容を多くの人々に知らせ、こんな計画では避難不可能、再稼働などんでもないという大きな声を各地であげていきましょう。

そのために、この1～2ヶ月弱の短期間に各地で何ができるか、バス会社や福祉施設等の人達にどう話をしていくか等、具体的に話し合おうと提起し、府県ごとのグループに分かれて活発な議論がなされました。最後に再びみんなで集まって、バス会社、福祉施設、老人ホーム、各市町などに話を聞いたり訪問したりする、避難先・避難中継所とされている所に行ってみて、避難やスクリーニング等ができるような施設なのか確認する等、決まったことを報告し合いました。各地での取り組みを具体的に進めていきましょう。

国相手の運転停止を求める裁判 第9回法廷 3月5日(水)15時～  
大阪地裁202号法廷(傍聴は原告に限りません。100名の大法廷)  
関電相手の仮処分裁判 第6回審尋(高裁) 3月20日(木)15時～  
大阪高裁(傍聴は原告のみです)

2014年2月10日

おい原発止めよう裁判の会 事務局

〒530-0047 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3F 美浜の会気付

TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581

E-mail [mihama@jca.apc.org](mailto:mihama@jca.apc.org)